

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成19年4月19日(木) <時間>14:00~16:00 <場所>福祉総合センター 2階会議室	<傍聴人数> 1名 <傍聴室> 福祉総合センター 2階会議室
富野委員長	公開の別		
承認	公開		

<名称> 第3回(平成19年度第1回)岸和田市自治基本条例推進委員会

<出席者>

(自治基本条例推進委員会委員出欠状況) は出席、 は欠席

富野	山口	松村	西出	木下	野	原	片岡	桜井	中村	鈴木	西村	次井

事務局)企画課:西川課長、森口参事、池内主査、陣川

関係課)総務管財課:赤松課長、寒川担当長

<議題>

- ・自治基本条例推進委員会作業部会の内容報告について
- ・作業部会報告についての意見交換(主に条例の分類の仕方)
- ・各個別条例を類型別に分類した結果、判明したことについて
- ・自治基本条例推進委員会が主体的に取り組むべき内容について意見交換
- ・今後のスケジュール【案】について

<概要>

自治基本条例推進委員会(以下、推進委員会という。)作業部会で、本市の全ての個別条例を政策条例や制度条例等に(類型別に)分類した結果を報告するとともに、自治基本条例を頂点とした条例の体系化において、今後、推進委員会として取り組むべき内容について議論した。

冒頭に西川企画課長より、西野老人クラブ連合会代表の後任委員となられた木下委員、推進委員会初参加となる岸和田障害者児関係団体連絡協議会の片岡委員、事務局の森口参事(企画課協働推進スタッフ)、関係課である総務管財課の赤松課長らの紹介を行う。

事務局の池内より、別紙資料の「これまでの経過」・「条例体系の類型別一覧の区分」・「第3次総合計画の目標に基づいた条例の体系化(案)」・「岸和田市条例体系図」について説明を行う。

作業部会で個別条例を分類したことについての各委員からの感想。

- ・個別施策条例と個別制度条例の分類が難しい。制度に関する条例の中に、一部施策的な要素が入っている条例がある。
- ・個別条例と自治基本条例との関連が、不備な状態である。また、条例の内容が古いものも存在し、見直しが行われていない。条例の体系化を進めるべきであるが、体系化自体が目的ではないので、ここに時間をかけても、あまり意味がない。
- ・障害者の関係で、条例を特に規定しているものが少ない。
- ・岸和田市には条例が多く存在するが、一部の施策に偏っているため、整理が必要。
- ・個別条例の中で、市民参加・協働・情報公開等の自治基本条例に規定している内容に的を絞り、議論していかなければならない。

以下、質疑応答

(委員長)

自治基本条例が現実に機能し得るように議論を展開させていきたい。

(副委員長)

個別条例の類型別分類において用語の定義は難しいが、「制度条例」は行政運営横断的なもの、「政策・施策条例」は縦割りのなものとして区別できるのではないかと。

また、「条例は誰のものなのか」ということを考える必要がある。基本的に条例は議会が最終的な決定権を持っている。本来、議会は市民の代表ということから、条例は市民が行政に対して義務付けるとする一面を持っている。実際、市民が行政に対して義務付けを行うということもある。

しかし、一般的には、市民が条例に統制されているという感じがする。条例によって、市民の生活が変わってしまうというように、市民は受身になっているようだ。これを、こういう作業を通じて、逆転できないだろうか。条例は、市民が自分たちに義務を課していくということであり、それをルール化したのだから、それに違反すれば自分たちが罰せられるのは仕方がないことである。義務については、自分たちが理解をし、権利についても、これは自分たちの権利なのだからということ徹底させていく必要がある。

何のために、今回の作業を行うのかというと、市民がつくるという観点が必要なことから、行政はそういう市民の観点から見直しを行い、市民に対して説明しながら、双方が詰めていけばいいのではないかと。

(委員長)

市政において、主権者は市民であって、市民がまちづくりを行い、市民が最終的に責任を負わなければならない。しかしながら、行政も条例を作る時に、まち全体のあり方を考えた上で、市民とともに条例を作った。サービスの必要性が生じ、その条例を制定しなければならなかったように、「必要」が先にあって作ってきた。条例を必要以上に多く制定する必要はないが、全体の景色が見えていない状態で川や橋を造ろうとしていた。自治基本条例が策定されたことにより、今の個別条例がどのような状態かという全体の地図が見えてきた。つまり、橋が必要な箇所がないようなことが見えてきたのである。細かい路地は別にして、骨格となる道路や橋はどこに造るか、まち全体の地図を改めて見ながら町を形作っていく。それがこれからの作業である。

次に、これまでの作業を通し、いくつかの論点が整理できる。一つ目は、自治基本条例の策定時、現状ある個別条例を（地図を）見ないで策定した。そのため、まず自治基本条例を機能させる上で不足しているものは何かを明確にすることが重要である。しかし、すべてを検証しなければならないとなると膨大な作業となるため、真に必要な条例は何かを議論していくことが必要である。二つ目として、現在の自治基本条例の考え方や組み立て方において、何か方向性が違う個別条例がいくつか存在するかもしれないので、その議論も必要である。

(事務局)

その内容と関連するため、個別条例を類型別に分類した結果、どのようなことが判明してきたかについて、別紙資料を説明します。

別紙資料説明

(委員長)

別紙資料の最後の段落で、「基幹的な制度やシステム」の中には、政策も含まれるのか。

(事務局)

完全に制度やシステムだけを検討するのではなく、自治基本条例で規定して政策条例が必要なものについても検討していきたい。

(委員長)

基幹的なものになればなるほど、政策か制度かの分類が難しい可能性がある。そこは少し柔軟に考えていることでよいか。

(事務局)

そうである。自治基本条例に照らして不足しているものは何かをこの委員会で検討すべきと考えている。現状では、自治基本条例や総合計画においてコミュニティの規定はあるが、その基本的な考え方や政策的な方向性を示している条例がないことがわかる。また、生涯学習においては施設の設置条例はあるが、生涯学習としての政策的な条例がないこともわかる。しかし、それらを一一つ確認していくと物理的に非常に時間がかかる。自治基本条例に規定されている部分で、不足しているものは何かを議論していけば進めやすいのではないか。

(委員長)

最初に総合計画を関連させ、現実にも動いている、そのまちづくり計画と個別条例がどのような関係にあるかを見出そうとした。そして次に、実際に動いているまちづくり計画と自治基本条例に規定している内容とがどのような関係になっているかを更に関連させている。つまり、総合計画がベースではなしに、プロセスとして総合計画を通して行っているものであって、個別条例の状態をよりわかりやすくするように、その作業を行ったと理解してよいか。

(事務局)

そうである。

(委員)

コミュニティづくりで、本市には連合町会と市民協議会とがあるが、まちづくりにおいて市民との協働を掲げている中で、校区への財源配分等についてパートナーとして連合町会にするのか、市民協議会にするのか、市の根幹となるべきルール作りをすべきである。

(委員長)

コミュニティに関する条例を基本条例として作るのか、また優先順位をどうするのかという議論と解らせていただく。

(委員)

別紙資料にある ~ を担当課が十分議論するのであれば、同時並行で の制度やシステム等の仕組みづくりを考えればよいこととなる。

(事務局)

推進委員会と行政が連携をとって進めていかなければならないが、第1期の推進委員会の提言では を進めていければと考えている。

(委員長)

は理解できるが、 と はこの推進委員会が直接関与するものではない。 と に関しては、推進委員会が行政に業務遂行を促す内容になる。

(委員)

担当課が並行して、自ら と の内容を検討してもらえないのか。

(委員)

担当課は個別条例を修正するように言われても、何か問題が発生しない限り、恐らく自発的に修正しない可能性が高い。議会を含んだ形で進めなければならない。

(委員)

総合計画を考えた場合、適切に進行管理を行わなければならないとあるため、何かそれを具体化できないか。そこから次の総合計画の新しい制度やシステムが生じてこないか。

(事務局)

今後、第4次総合計画策定を想定しながら作業を進めていくが、自治基本条例の中に総合計画の規定があり、自治基本条例の基本理念に沿った形で総合計画を策定していく予定である。

(委員)

自治基本条例において進行管理をしたり、適切な見直しをすること等が記述されており、理念条項ではあるけれども強制力もあると考えられるので、そのような手続きを決めてもいいのではないか。

(委員長)

ある意味では、行政執行管理条例みたいなものを想定しているのか。

(委員)

そうである。

(委員)

別紙資料で だけの議論に絞ることには疑義がある。現存の条例で、それを基に何らかの施策を行っている場合、その必要性を判断することは少し差し控えるべきなのは理解できるが、関連条例が存在しないものについては、それを整備すべきであることを言及しておかないと、推進委員会の存在価値が低下してしまう。別紙資料でいえば、「コミュニティ」に関連する条例がないのは明らかなのに、それに言及せずに提言するのは不可能である。

(事務局)

次井委員が言われたことが、事務局として別紙資料の で言及したい内容である。自治基本条例の規定にあるのに政策や制度の部分で規定されていないものについては、検証していくということである。

(委員長)

説明の中で、別紙資料の に絞ると言われたので、そういった議論となってしまう。少し整理すると、自治基本条例の規定なので と のような制度的、政策的に基幹的なものが対象になる。それに加えて と は、自治基本条例の具体的な展開に当たり、必要な部分を議論しなければならないものである。その意味では ~ の全部が対象になるが、優先順位としては、 と の制度や政策の基幹的なものを対象としなければならないということである。

(委員)

行政職員が自治基本条例を十分把握し、利用しないと策定した意味がない。

(委員長)

自治基本条例を策定し、その後、誰も点検しないということであれば策定した意味がない。だからこそ、この推進委員会の提言が重要になる。今の段階で必要なことは、自治基本条例に規定されているが、現実の条例や施策の中で展開されていない、形になっていないものを上手く取り出して、それを具体的にどのように実施するかの方角性を出すことが第1段階である。別紙資料の と を中心にして、なおかつ、 と も見ながら、どのように具体的な提案をしていくかが次のスケジュールに示しているのので、事務局から説明いただきたい。

(事務局)

今後のスケジュールを説明。

(委員長)

どの程度の内容までを提言するのか。最低限、盛り込むべき提言までなのかどうか、委員の方との合意形成が必要である。また、この提言の後、実際に条例化できるのは、いつの時期になるのか。つまり、第4次の総合計画に反映できるスケジュールになっているのかである。

(事務局)

提言の後、市内部で議論が全く必要ない程、細部の内容までを提言するつもりではない。あく

までも、自治基本条例に規定しているが政策や制度として抜け落ちている部分の方向付けができるような提言をイメージしている。また、第4次総合計画は、平成23年度からスタートする予定であるので、総合計画と関連させながらの条例化については、整合性はとれる。

(委員)

推進委員会に、担当課が自らの関係を聞いてもらってもいいし、推進委員会が担当課に聞いてみるのもおもしろいのではないか。

(委員長)

おもしろい提案であるが、それについては、作業部会でも議論してもらえればと思う。

(副委員長)

存在しない条例を作ったらどうかということは、様々な議論があるので時間がかかるかもしれない。しかし、条例の有無は客観的なものなので、わかりやすい。日本全国どこにもないのか、他の自治体にあって岸和田市にないのか。議会規定や市民参加条例等、事務局から他市の資料を提出してもらえれば、現状はどうなのかが見えてくる。それが仮に終われば、
も議論していけるのではないか。

(委員)

各担当課の職務規定等の内容があれば、それもいただければと思う。

(事務局)

参考に提出できるように検討いたします。

今後の会議日程

- ・次回作業部会は、平成19年5月17日(木)午後6時～ 福祉総合センター3階教室
- ・次々回作業部会は、平成19年7月24日(火)午後6時～
岸和田市役所新館4階第1委員会室
- ・第4回推進委員会は、平成19年8月23日(木)午後2時～
場所未定

1 第3次総合計画に基づく個別条例の分類により、判明したこと

総合計画の「政策」に関連する条例について

政策に関連する条例がほとんど存在しない。
個々の政策に関連する規定が必要かどうかを判断。

総合計画の「施策」に関連する条例について

(1) 施策に関連する条例が存在するもの
施策推進の本来の目的に合致していない条例は、変更や廃止の必要性を判断。

(2) 施策に関連する条例が存在しないもの
個々の施策に関連する規定が必要かどうかを判断。

*ただし、法律で制定されているので、特に条例で規定する必要がない場合や、条例で規定していなくても、規則や要綱等で規定している場合がある。

総合計画の「施策」に関連していない条例について

総合計画の政策や施策と関連しない条例が存在する。
総合計画の政策や施策について、新規追加等の必要性を判断。
ex) 議会規定、市長や職員に関する規定、競輪場関係

自治基本条例の制度に関連する条例について

行政運営全体に関係する基幹的な制度の条例は、一部、条例化されている。
ex) 情報公開条例、個人情報保護条例、住民投票条例等
しかしながら、自治基本条例に規定している内容、総合計画に描かれている施策を実現するための制度、システムが整備されていないものが多い。
個々の条文に関連する制度規定が必要かどうかを判断。

2 自治基本条例推進委員会で主体的に取り組むべき内容

前記1の ~ に記述されている内容は、すべてが市として取り組んでいかなければならない内容だが、 ~ は、政策・施策を個別に担当している各部課の業務について、深く掘り下げて議論することとなり、その一方で、それぞれの政策・施策と、それらに付随する個別条例の適否までを一つ一つ判断していくことになる。

「条例の体系化」については、そのこと自体が本来の目的ではなく、自治基本条例がいかに機能しているかを検証し、自治基本条例に規定している内容、総合計画に描かれている施策を実現させるための制度、システムが整備されていないものを浮き彫りにしていくことが本来の目的である。

つまり、第3次総合計画に基づく個別条例の分類を行ったことで判明した4つの点について、自治基本条例推進委員会にて今後、主体的に取り組むべきと考えられる内容は、 ~ に記述されている行政運営全体に関係する基幹的な制度やシステムの検討である。